

妊産婦訪問指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条第1項の規定に基づき実施する妊産婦に対する訪問指導（以下「妊産婦訪問指導」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「妊産婦」とは、本市に居住する妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

(対象者の把握)

第3条 市長は、妊娠届出書、母子保健サービス登録票又は新生児訪問指導及び医師、助産師等の協力により、妊産婦訪問指導を必要とする妊産婦の把握に努めなければならない。

(実施体制の確立)

第4条 市長は、対象者の早期把握、妊産婦訪問指導の従事者の確保、妊婦訪問記録票及び産婦訪問記録表（以下「訪問記録票」という。）の整備等を行わなければならない。

2 市長は、妊産婦訪問指導において、医療機関及び開業助産師（以下この条において「関係機関」という。）の協力を求め、妊産婦訪問指導の方法、内容等について検討し、当該関係機関との連携及び協調を図るものとする。

(妊産婦訪問指導の実施)

第5条 妊産婦訪問指導は、助産師、保健師又はその他の職員がこれを行うものとする。

2 妊産婦訪問指導は、原則として1回とする。ただし、相談指導、健康診査等の結果必要と認めた場合についてのみ行うものとする。

3 妊産婦訪問指導は、特に初回妊娠の者、妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等妊娠または出産に支障を及ぼすおそれのある疾病の既往を持つ者、未熟児又はその他の異常児を出産した経験のある者、生活上特に指導が必要な者、妊娠、出産、育児に不安を持つ者について、重点的に行うものとする。

4 第2項の規定により妊産婦訪問指導を実施し、疾病又は異常を発見した場合は、その旨を通知し、医療機関の診療を受けることを勧奨し、その後においても、適切な指導を行なうものとする。

5 市長は、あらかじめ訪問記録票を作成し、妊産婦訪問指導の従事者に配付するものとする。

6 妊産婦訪問指導の従事者は、訪問記録票及び母子健康手帳に必要事項を記入し、妊産婦訪問指導が完了した場合には、速やかに当該訪問記録票を市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項により提出された訪問記録票を整理し、事後の保健指導等に役立てるものとする。

(妊産婦訪問指導の内容)

第6条 妊産婦訪問指導の内容は、次に掲げる事項とする。

- 1 妊娠、分娩及び産褥における健康状態に関すること。
- 2 家族の健康状態に関すること。
- 3 妊産婦の既往症及び現症に関すること。
- 4 妊産婦の家庭環境に関すること。
- 5 健康診査の励行に関すること。
- 6 妊娠、分娩、産褥及び育児に関する知識に関すること。
- 7 流産、早産、妊娠高血症候群（妊娠中毒症）等の早期発見に関すること。
- 8 生活環境に関すること。
- 9 乳房及び乳頭の手当てに関すること。
- 10 精神保健に関すること。
- 11 妊娠期の歯科疾患の予防及び治療に関すること。
- 12 家族計画に関すること。
- 13 その他妊娠、出産及び育児等に関して必要な事項。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。